



暖かい心 広い視野 行動力 『県民ひろば号外』

# もりちゃん通信

大分県議会議員 守永信幸活動報告

発行責任者

守永信幸

〒870-0022

大分市大手町3-2-9

TEL 097-532-4919

FAX 097-534-6598

## 誰もが安心して暮らせる 大分県づくりに向けて

3月25日、県議会最終日の本会議で、障がい者差別禁止条例である『障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例』が成立しました。この条例について少しだけ触れます。

### 障がいのある人の思いを感じながら

障がいのある方々にとっては、不自由さを感じながらそれでも仕方が無いと思い、あきらめてしまっていた社会を、皆さんといっしょに変えていく時代がやってきました。

足が不自由で車いすを利用する方が、買い物に行く場合を例に取っても、店舗にはいるまでの段差や、階段、店舗の中では商品の高い棚や通路の幅など様々な困難に直面します。

このような状態を放置することを差別とする考え方が主流になってきました。

こうした方々を意識して店舗をバリアフリー化したり、陳列棚の高さを低く配置したり出来れば、誰もが自由に買い物を楽しむことが出来る訳です。施設的な解決ができなければ、階段を上る手助けをしたり、商品を手にとる手助けをする人を確保できれば、差別を解消したと言えるでしょう。

このような取り組みを合理的配慮と言います。

障がいのある方々に立ちはだかる障壁を、手足が不自由だからとか、目が見えないから、耳が聞こえないからといった身体的な事象を原因としてみると、そこに「障がい者」という属性が出来てしまいます。そのような考え方を換え、様々な方々の目の前にある障壁を社会が放置しておくことが問題であると考えることによって、その障壁の除去はその環境を管理する側に責任があるということになり、「障がい者」という属性はなくなります。

また、誰でも年を重ねると身体の自由が効かなくなります。社会が障壁を取り除くことによって、年老いても、何不自由なく生活出来る環境が整えられると考えます。障がいのある方々に優しい社会は、誰にでも優しい社会と言えるのです。



▲「つくる会」の総会で条例について説明する世話人

### 大分県条例の特徴

この条例の特徴は、ベースとなった条例素案が、障がいのある当事者やその家族、支援者らによって作られたということです。素案を作るに当たっては、大分県下の障がいのある方々が、何に困っているのか、何をしたいのか、どんな事に嫌な辛い思いをしたのか、どんな事がうれしかったのかといった事をアンケート調査し、約1,200もの事例を踏まえて作られました。

アンケートによって、「うちの家系にこんな子は居らんと言われた」「(障がいがあるため)子どもを育てられんものだから、子どもを産むんじゃないと親になることも許されなかった」「この子を残して死ねない」といった悲痛な声が届きました。これらの生の声に応えられる条例にしたいという思いが込められた条例なのです。

その中でも、①親亡き後に障がいのある方々が、自分の生き方を決めながら生きていけることや、②障がいのある人の、性、恋愛、結婚、出産、子育てといったライフステージにおいて生じる課題の解消、③自然災害発生時の避難体制の確保などについて触れていることが大きな特徴です。

### 悲痛な叫びを歓喜の声に変える

条例作成過程も大きな特徴です。千葉県で最初に作られた障がい者差別禁止条例を大分県でも作ろうと、障がいのある当事者や家族、支援者が

※『もりちゃん通信』は、読み終えたら、資源ごみの回収時にお出し下さい。

「誰もが安心して暮らせる大分県づくり条例をつくる会（以下「条例をつくる会）」を結成。



▲傍聴席で見守る「条例をつくる会」の共同代表の皆さん

条例をつくる会では、障がいのある当事者や家族がどのような困難を抱えているのかをアンケートで調査する作業からはじめ、実態をどのように乗り越えていくかを考える作業を重ねてきました。

そして条例をつくる会は、2万筆を超える署名を集めて、2014年12月に障がい者差別禁止条例制定の請願を県議会に出したのです。請願は、

2015年の第1回定例会で全会一致で採択され、県当局に作成を投げかけました。その時から、条例をつくる会と県議会と県執行部の3者の共同作業が始まりました。このような過程を踏まえた条例は、国内でも例が少ないようです。であればこそ、より多くの方々が障がいのある方々の思いを共有し、障がいのある人もない人も笑顔で心豊かに暮らす社会をつくる事が出来ると思います。障がいのある当事者や家族、支援者等で組織した「条例をつくる会」がめざした条例はここに制定されたわけですが、「誰もが安心して暮らせる大分県づくり」は、今スタート・ラインに立ったばかりです。より多くの県民の皆さまに、この条例の趣旨を知って頂き、一緒に実現に向けての想いを抱いて頂きたいと思います。

## 「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」のポイント

### 基本原則

相互に人格と個性を尊重し合える共生社会実現に向けて以下の基本原則を定めました。

- ①障がいのある人は、必要な支援を受けて、自らの意思により、自分の人生を自分らしく生きることができる。
- ②障がいのある人は、社会の構成員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保される。
- ③障がいのある人は、どこで誰と生活するかを選択でき、地域社会で共生することができる。
- ④障がいのある人は、意思疎通、情報取得手段の選択機会の確保・拡大が図られる。
- ⑤障がいを理由とする差別解消施策は性別、年齢、障害の状況等に応じて実施される。
- ⑥障がいを理由とする差別の解消等は全ての県民が取り組むべき課題である。

### 県の責務

- ①県は、障がいのある人に対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を実施しなければならない。
- ②県は、障がいのある人の性、恋愛、結婚、出産、子育て、親なき後の生活の維持及び防災対策に関する課題等の人生の各段階において生じる日常生活及び社会生活上の課題の解消に努める。

### 障がいを理由とする差別の禁止

- ①何人も、障がいのある人に対して、障がいを理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ②社会的障壁の除去は、意思の表明があった場合、かつ、負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

## 障がいのある人への差別解消と権利擁護の窓口が拡充

4月1日から、大分市大津町にある大分県総合社会福祉会館1階の大分県障害者社会参画推進センターの中に「大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター」が設置され、障がい者差別解消と権利擁護のための相談窓口が拡充されました。職員が1人増員され、障がいのある方々の様々な困りごとの相談に応じていきます。

4月10日に開催された「だれもが安心して暮らせる大分県条例をつくる会」の総会でも紹介され、1人で悩まずに積極的に活用するよう呼びかけがありました。

障がい者差別について、多くの方々の理解を深めるためにも、相談員の方々の活躍を祈念するところです。連絡先は以下の通りです。

住所：大分市大津町2丁目1番41号

電話・FAX 097-558-7005（障がい者110番）

E-mail: syougaisya110-2@oita-syo-sui.com



▲大分県総合社会福祉会館

## 2016年第1回定例県議会報告

2016年第1回定例県議会は、2月24日から3月25日まで31日間の日程で開催されました。2016年度当初予算の審議が中心となりました。予算特別委員会を経て、一般会計当初予算6,092億1,600万円（前年度7月補正予算比、0.1%増）が成立しました。

当初予算提案の際、広瀬知事は地方創生が強く求められる時代に、市町村とともに地方創生戦略を練り上げ、2016年度は『安心・活力・発展プラン2015』と大分県版地方創生の本格的取組をスタートさせる大事な年との認識を示しました。



▲広瀬知事

当初予算を見ると、人件費を18億円抑え、事業費を24億円増額、特に「おおいた地方創生推進枠」に特別枠としては過去最高の23億円を盛り込み、地域経済を後押しするものとなっています。県財政の健全化も意識しながら選択と集中による県政運営が常に求められます。引き続き現場主義を徹底した県民目線の施策が実行され、その結果として、全ての県民が住んで良かったと実感できる大分県づくりを進めていかなければなりません。

### 地域経済の後押しには、生活者の消費喚起できる環境を

広瀬知事も「景気には足踏みの感がみられ、引き続き地域経済を後押ししていく必要がある」と述べていましたが、国が進める経済政策が必ずしも地域経済を活性化させてはいないのが実状です。地域経済の後押しには、県民の日常生活経済を活性化させること、家計消費を増加させていくことが必要です。

2012年から14年までの2年間で、貯蓄ゼロ世帯は18%も増加（金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」）。年収200万円以下のいわゆるワーキングプアといわれる方々は、49万2千人増加し1,139万2千人（国税庁「民間給与実態統計調査」）に至っています。これは全国状況ですが、大分県内でも同様の傾向があると考えています。

アベノミクスで異次元の金融緩和を行っても、中小企業経営者や労働者にとって将来の姿が描きにくい状況では、積極的な投資や家計支出には結びつきません。生活者の消費を喚起できる環境を一刻も早く整えなければなりません。

### 真の「地方創生」をめざして

当初予算には、「子育て満足度日本一」「健康寿命日本一」「障がい者雇用率日本一」への取組をはじめ、農林水産業の構造改革、商工業の振興によ

る雇用の場づくり、そして人口減少下での「産業人材等の確保」など、大分県人口ビジョンと総合戦略を具現化する事業が盛り込まれています。

地方創生を具体的に進めるには、県民一人ひとりが自らの地域の課題を共有し、県民運動として各事業に主体的に関わることが重要です。そのため、リーダーの存在は欠かせません。

各事業の展開にあたっては、こうした人材の発掘、育成とネットワーク化を進め、それぞれの取組を広く丁寧に県民に周知・啓発し、県民の地方創生への機運の醸成を図りながら取り組むべきです。

また県は「子どもの貧困対策推進計画」の策定を進め、支援が必要な子どもの発見と早期支援に向けて、県下全市町村の学校現場にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、ひとり親家庭の子どもの居場所づくりを行うとしています。

子どもたちを社会で育てるという意識が県民の間にも醸成され、「子ども食堂」など、民間主体で子どもの居場所づくりを進める動きも始まっています。このような取組への支援について、県は検討課題としていますが、格差社会の「貧困の連鎖」を断つために、様々な支援体制の整備が必要です。

### 政策県庁としての機能強化

県政運営においては現場で県民と接する職員、つまり「人」が大切な財産です。

県は新長期総合計画の推進にあたり、新たな行政需要が発生する中でも、総人件費の抑制を念頭に定数の最適化を図るとともに、選択と集中による効率的・効果的な定数の再配分に努めるとしています。

しかし現場はこれまでの行財政改革によって、職員定数が2,261人も削減されており、もはや限界に近い状態です。県政を運営する上で、現場で人を育てていくことが大切ですが、今の現場には人を育てるための余力が残っているように思えません。現場で人を育てる力が弱くなれば、大分県の発展は望めません。事務事業をマニュアル化すれば良いという声もありますが、マニュアルだけで人は育つものではありません。様々な課題に対して政策県庁としての機能を強化するためにも、人を育てる余力を現場に持たせていくことが必要だと思えます。

### 県民の皆さまの笑顔のために

大分県は多くの地域が中山間地域であり、人口減少地域であり、経済的効率性は決して良いとは言えない地域です。グローバル化が進展する現在、これらの地域が輝き、活力をみなぎらせることが重要です。

大分県下のどこに暮らしていても、笑顔で暮らしていける県政をめざして私自身取り組んでまいります。

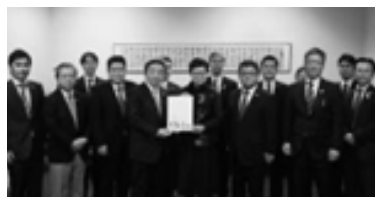
# グローバル戦略の展開 ～台湾からの修学旅行の受け入れ～

2月18～20日、行財政改革・グローバル戦略特別委員会で台湾に行って参りました。目的は、台湾からの訪日教育旅行（修学旅行）の大分県誘致と故宮博物院の所蔵品を大分県立美術館で展示して頂くことです。

台湾の人々は、とても親日的で、台湾からの海外教育旅行の行き先の約9割が日本。2013年度の訪日教育旅行の受け入れ状況を見ると、世界中から44,503人が訪日しており、その内12,945人が台湾からの訪日。しかし、その内大分県で受け入れた台湾の方は、114人に留まっています。

実は大分県は、台湾が訪日教育旅行を始める切っ掛けに関わっており、いわば台湾の海外教育旅行の発祥の地。しかも、台湾の農業発展に尽力した方が大分県出身であるなど、台湾と大分県とのゆかりは深く、台湾の方々の関心を更に高める可能性があるとの感触を得ました。

現在、大分空港と台湾との直行便が無く、福岡、宮崎、熊本、鹿児島を経由しての来県となるため、各県との連携も必要です。また高校生の関心は、どうしても首都圏や関西圏に向くため、サンフラワー等によ



◀故宮博物館にて



▶高尾市瑞祥高級中学校にて

る船中泊を活用するなどの工夫も必要でしょう。

故宮博物院では、馮明珠院長が、今回の訪問を非常に好意的に受け止めて下さいました。2018年に所蔵品を貸し出す企画があるので、その際に大分に巡回することも可能と思うとのこと。2018年は大分県で国民文化祭が予定されており、その一連の企画とすることが出来れば、全国の方々に見ていただく機会ともなります。

今回の3日間の日程は、かなりの強行軍でしたが、大分県の高校生との交流事業が実現し、故宮博物院の所蔵品についても県立美術館で展示する現実味が出てきました。今後、台湾と大分との草の根的な交流を積極的に進め、これらの交流をより確実にしていきたいものです。



## もりちゃんの足跡



▼2.15大 在公共埠頭に陸揚げされ、日出台演習場に運ばれる資材



◀2.18～20行 財政改革・グローバル戦略特別委員会の調査で、台湾の烏山頭ダムを視察

▲1.30 珍珠河川敷で行われた米軍基地の整理縮小と日米地位協定の抜本的見直しを求める集会



◀3.22 アジア・アフリカ支援米の発送式に参加

### お知らせ

- ◇今年の常任委員会の所属は、福祉保健生活環境委員会となりました。特別委員会は引き続き行財政改革・グローバル特別委員会に所属です。
- ◇皆様のご要望に応じて、各地域・職場での意見交換に喜んで参加させていただきます。日程調整のため、ご連絡ください。
- ◇守永後援会会員を常時募集しています。年会費は、3千円です。守永の活動をご支援下さる方、是非ご加入を。

(連絡先：097-532-4919 担当=後藤)

### 編集後記

3月29日に「戦争法」が施行となりました。多くの憲法学者が、違憲であると言っています。▶国会議員は、憲法を遵守する義務を負っています。この義務は、私たち国民が負わせたものです。憲法を守らない内閣は、国民の意向を無視する内閣ということです。▶今年の参院選は国民の主権を守る闘いであると、私は思っています。戦後、二度と戦争をしてはならないと誓った日本。日本は日本らしくあることに誇りを持ちたいものです。